

特定非営利活動法人日本栄養改善学会関東・甲信越支部会規則

(名称)

第1条 特定非営利活動法人日本栄養改善学会定款及び地方支部会に関する細則に基づき、地方支部会を組織する。本支部会は特定非営利活動法人日本栄養改善学会関東・甲信越支部会と称する。

(事務所)

第2条 本支部会は、事務所を支部長の任地に置く。

(目的)

第3条 本支部会は、関東・甲信越地方における特徴を生かし、栄養学と健康科学に関する幅広い分野で、学術的調査研究、情報コミュニケーションを行うとともに、関東・甲信越地方の一般の人々に対し、栄養管理の支援・助言・協力を行い、さらに栄養改善・健康増進に関する知識及び技術の教育普及活動を行い、もって栄養学と健康科学の振興を図り、科学的根拠に基づく栄養実践活動により、関東・甲信越地方における人々の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本支部会は、本規則第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動法人日本栄養改善学会関東・甲信越支部会学術総会の開催
- (2) 研修会、市民公開講座等の開催
- (3) その他、本支部会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本支部会は、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県および長野県の1都9県に所属する特定非営利活動法人日本栄養改善学会会員をもって構成する。

(役員の種類及び定数)

第6条 本支部会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 支部長 | 1名 |
| (2) 副支部長 | 1名 |
| (3) 幹事 | 15名以内 |
| (4) 監事 | 2名 |
| (5) 支部会学術総会会長 | 1名 |

(役員を選任)

第7条 支部長、副支部長、幹事、監事、支部会学術総会会長は支部会総会において選任する。

- 2 支部長は、幹事の互選とする。
- 3 副支部長は、支部長の指名とする。
- 4 監事は、本支部会のその他の役員又は事務担当者を兼ねてはならない。

(役員職務)

第8条 支部長は、本支部会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故のあるとき、又は、支部長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 幹事は、支部長を補佐して、支部の業務を処理する。
- 4 監事は、特定非営利活動法人日本栄養改善学会定款第15条4項と同等の職務を行う。
- 5 支部会学術総会会長は、当該年度の支部会学術総会を組織し運営に当たる。

(役員任期)

第9条 支部長、副支部長、幹事及び監事の任期は2年、支部会学術総会会長の任期は1年とし、再任を妨げない。これらの任期は支部会総会終了の翌日に開始する。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存

期間とする。

3 役員は、任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職を行わなければならない。

(会議の種別、構成、権能、開催、招集、議長、定足数、議決)

第10条 会議は、支部会総会、幹事会の2種とする。

- (1) 支部会総会は、本支部会正会員をもって構成し、支部長が毎年1回以上招集し、本支部会の重要事項について議決する。支部会総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- (2) 幹事会は、幹事をもって構成し、支部長が必要と認めたときに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を明示して招集し、毎年1回以上開催する。幹事会の議長は、支部長がこれにあたる。議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(会計)

第11条 本支部会の経費は、本部からの活動費及び本支部会におけるその他の収入をもって、これにあてる。

- 2 本支部会の資産は、支部長が管理し、その方法は支部会総会の議決を経て、支部長が別に定める。
- 3 本支部会の会計は、特定非営利活動法人日本栄養改善学会定款第52条に準じて行うことを原則とする。会計科目は地方支部会に関する申し合わせ別表1のとおりとする。
- 4 会計年度は毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。
- 5 支部長は、毎年8月1日に、前年度の活動費の支出額を地方支部会に関する申し合わせ別表2の用途項目により集計し、理事長に報告する。前年度の活動費に残額が生じた場合は、当該年度の活動費に振り替える(貸借対照表の前受金に計上する)。

(管理運営)

第12条 支部長は、毎年8月末日までに、前年度の事業報告、役員名簿及びその年度の事業計画を理事長に提出する。

- 2 支部長は、次の事項に変更があった場合は、遅滞なく変更後の事項を理事長に提出する。
 - (1) 支部会規則
 - (2) 支部長
 - (3) 支部会事務所

(規則の変更)

第13条 本規則の変更は、支部会総会の議決によるものとする。

付則 本規則は平成25年9月12日から施行する。

- 2 本規則の実施に関わる事項については、幹事会の議を経て、支部長がこれを定める。

付則 平成28年3月12日一部改正

令和元年11月16日一部改正

令和5年3月11日一部改正